

第3章 第5次障がい者計画の目標像と施策体系

1. 計画の目標像

障害者基本法では、障がいのある人を心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(事物、制度、慣行、観念など)により、継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にある者と定義されています。

その上で、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的としています。

また、基本原則として、障害を理由に差別すること、その他の権利利益を侵害してはならないとし、そのための社会的障壁の除去において、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとしています。

本町においても、障がいのある人の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに支え合うことで、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

こうした考え方にに基づき、本計画では共生社会、自立支援を根底に、本計画が目指す目標像を第4次計画より継承し次のとおり掲げます。

目標像

障がいのある人もない人も地域とともに、
いきいきと暮らせるまち・北谷

2. 計画の基本的視点

国の「障害者基本計画(第5次)」及び「第5次沖縄県障害者基本計画」において示された、各分野・施策に共通する横断的な視点について、国・県との調和を図るため、本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

(1)障がい者等の意見の尊重と障がい者の意思決定の支援

障がいのある人が自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、日常生活や社会生活等において、障がいのある人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい者施策の策定及びその実施を行うよう努めます。

そのため、障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等の実施時に障害特性に配慮した意思決定の支援とともに、意思疎通の手段を選択する機会を確保します。

また、障がいのある人の施策決定過程への参画を促進する観点から、障がい者施策に関する協議会等の障がいのある委員に対して、障害特性に応じた適切な情報保障等を確保します。これら協議会等の会議資料等を始めとする障がい者施策に関する情報の公開や障がい者施策に関連する計画等に関する町民意見募集(パブリック・コメント)は、障害特性に配慮して実施するよう努めます。

(2)障害特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態等に応じた障がい者施策の個別的な支援の必要性を踏まえ、策定及び実施します。

特に、障がいを持つ女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がいのあるこどもには、成人の障がいのある人とは異なる支援が必要であることに留意します。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、町民の更なる理解の促進に向けた広報啓発活動を行なうこととします。

(3)アクセシビリティ(バリアフリー)の向上

障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して暮らすことができるよう、ICTを始めとした新たなデジタル化社会に向けて、ソフト、ハードともにバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

(4)障がいのある人に対する差別等の解消及び共生社会の実現

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」及び「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(平成25年沖縄県条例第64号)」等

に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、町民が地域社会の一員として、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現に努めます。

(5) 施策の総合的な推進

障がいのある人が、乳幼児期からライフステージに対応した切れ目のない適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて関係機関が連携を図り、支援を継続していく体制の構築に努めます。

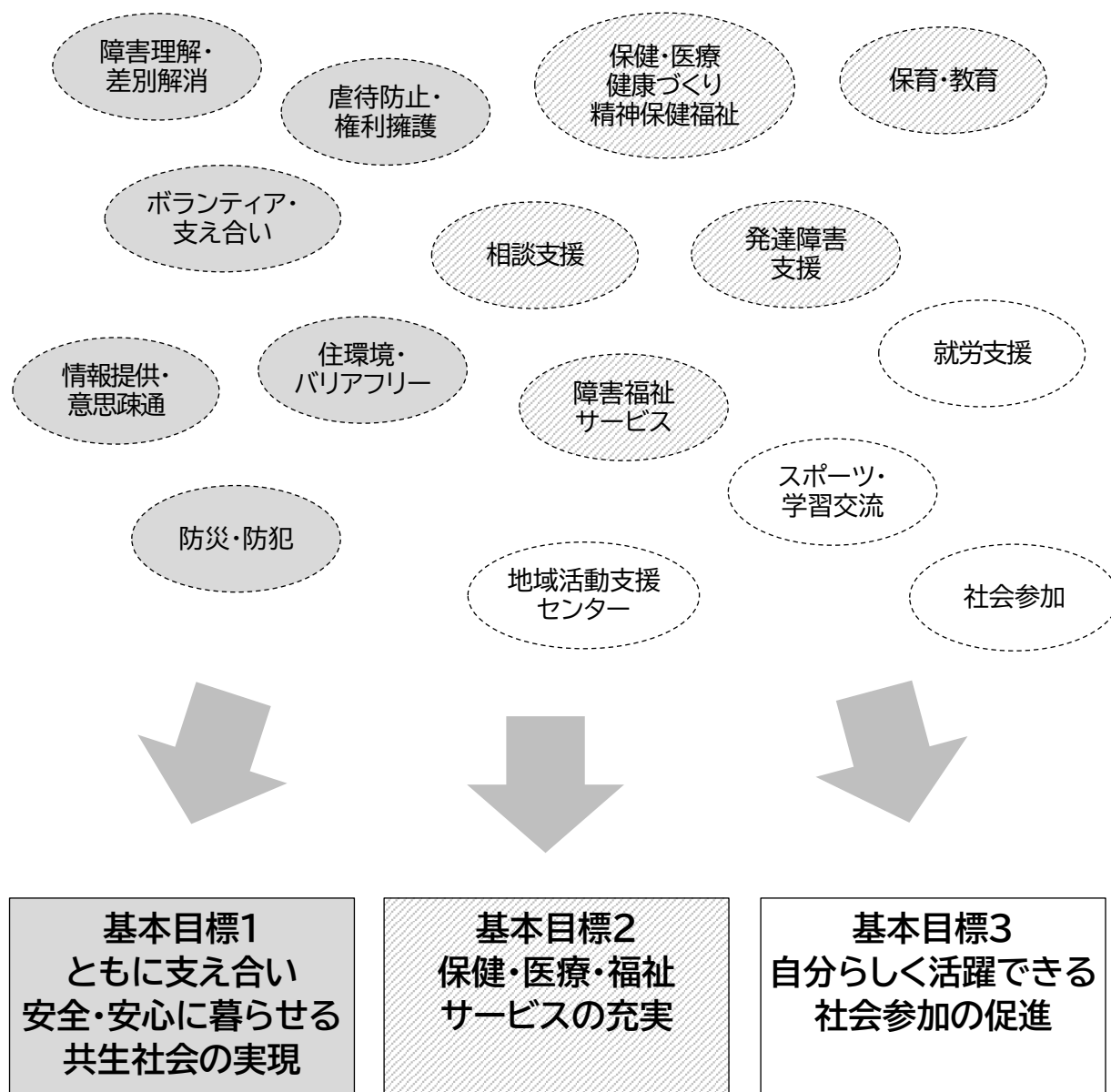
支援に当たっては、障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関等との適切な連携と役割分担の下で、障がい者施策の推進を図ります。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、こども・子育て施策、健康づくり施策等、障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

3. 計画の基本目標

障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や国・県の基本視点、北谷町における障がい者施策の課題等から得られたキーワードを踏まえ、基本目標を以下の3つに設定します。

障がい者施策キーワード



基本目標 1 とともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現

- ・お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を目指すため、障害についての理解促進を図るとともに、権利擁護、虐待防止等基本的人権が守られる環境づくりを進めます。
- ・様々な媒体を通じた障害に関する広報活動を強化し、イベントや意識調査、福祉学習等を行うとともに、手話通訳者などの支援者を育成する取組を推進します。
- ・住環境や災害時等において、障害の有無によって社会生活が制約されることが無いよう、障壁を取り除き安全・安心に暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

基本目標 2 保健・医療・福祉サービスの充実

- ・障がいのある人やその家族からの相談に対し、保健・福祉・医療の分野に限らず、障がいのある人のライフステージの各段階で関わりのある、他の生活関連分野と連携した支援を行うなど、専門職を配置した相談支援体制の充実に取り組みます。
- ・障がいのある人が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保及び質の向上に努めます。
- ・こども一人ひとりの発達段階や障害の特性に応じた保育や教育を行うため、障害の早期発見及び早期支援、特別支援教育体制の充実、関係機関の連携強化を図ります。
- ・全世代を通じた健康づくりを推進するため、障害の原因となる疾病等の発病予防や重症化予防、事故等の予防に取り組みます。
- ・障がいのある人の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費等に係る自己負担額の軽減を図るとともに、障害による特別な経済的負担を軽減するために手当の支給手続きを行います。

基本目標 3 自分らしく活躍できる社会参加の促進

- ・障がいのある人が一般就労を通じて経済的自立や生きがいを得るための支援を行い、一般就労が難しい場合には福祉的就労の場を提供します。
- ・障害者活躍推進計画に基づき、町行政職の障害者法定雇用率の維持・向上に取り組みます。
- ・障がいのある人の職業安定を図るために、事業者への障がい者差別解消の普及啓発に取り組みます。
- ・障がいのある人の交流やスポーツ活動への参加を通じて、生活の質や自己実現を促し、社会参加や地域の理解を深めるため、支援や環境づくりを行います。

4. 計画の施策体系

【目標像】	【基本目標】	【施策の方向性】
障がいのある人もない人も地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷	1. ともに支え合い 安全・安心に暮らせる 共生社会の実現    1. 貧困をなくそう 10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくりを   16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナリーシップで目標を達成しよう	1. 障がい者理解・地域支援の推進 【P70】 (1) 障がい者理解・啓発活動の推進 (2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発 (3) 地域による支え合いの推進 (4) 権利擁護・虐待防止の推進
		2. 情報提供・意思疎通支援の充実 【P76】 (1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実
		3. 住みよい環境づくりの推進 【P78】 (1) 外出・移動支援の推進 (2) 住環境の整備推進
		4. 防災・防犯対策の充実 【P82】 (1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実
	2. 保健・医療・福祉 サービスの充実    1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに   10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に	1. 相談支援の充実 【P87】 (1) 相談支援体制の充実
		2. 障害福祉サービスの充実 【P90】 (1) 障害福祉サービスの充実
		3. 障がい児支援の充実 【P93】 (1) 障がい児支援の充実 (2) 特別支援保育の充実 (3) 教育支援等の充実
		4. 保健・医療の充実 【P102】 (1) 乳幼児期の健康づくりと障害等の早期発見・早期支援 (2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進 (3) 精神保健福祉の推進 (4) 医療費等経済的支援の推進
	3. 自分らしく活躍できる 社会参加の促進    1. 貧困をなくそう 4. 質の高い教育をみんなに 8. 働きがいも経済成長も   10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に	1. 雇用・就労の推進 【P111】 (1) 雇用の推進 (2) 就労支援の推進
		2. 社会参加の推進 【P114】 (1) 交流・スポーツ・学習活動等の推進
		3. 生活支援の推進 【P116】 (1) その他生活支援の推進

■詳細体系

※個別施策のうち、町が重点的に取り組む個別施策(重点施策)は、「★」印を表記

重点施策には、ポートフォリオ分析で「A:重点的に強化する必要がある項目」に分類されたものや、基本目標の達成に向けて先導的な役割を果たす施策をピックアップしています。

※個別施策のうち、新たに実施する個別施策は、【新規】を表記

※個別施策のうち、複数の取組施策に関連する個別施策は、2回目以降に(再掲)を表記

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課(関係機関)
基本目標1 ともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現	1.障がい者理解・地域支援の推進	(1)障がい者理解・啓発活動の推進	①情報提供ツールを活用した理解・啓発の推進	70	福祉課
			②地域組織への理解・啓発の推進	70	福祉課 (社会福祉協議会)
			③交流活動による理解・啓発の推進	70	福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)
		(2)差別解消・合理的配慮の普及啓発	①行政サービスにおける差別解消の推進	71	福祉課 総務課
			②【新規】行政サービスにおける DX の推進	71	情報政策課 福祉課 住民課 子ども家庭課 保健衛生課 税務課
			③事業者への差別解消の普及啓発	71	福祉課 経済振興課
			④地域への差別解消の普及啓発	72	福祉課
			⑤選挙における配慮の推進	72	選挙管理委員会
		(3)地域による支え合いの推進	①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進	73	福祉課 (社会福祉協議会)
			②地域支え合い活動の推進	73	福祉課 (社会福祉協議会)
			③【新規】障がい者関係団体の活動支援	73	福祉課
		(4)権利擁護・虐待防止の推進	①成年後見制度等と成年後見利用支援事業の普及・啓発	74	福祉課 (社会福祉協議会)
			②【新規】成年後見制度利用促進に向けた体制整備	74	福祉課 (社会福祉協議会)
			③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進	74	福祉課 子ども家庭課
			④消費者被害に対する相談支援の推進	75	福祉課 経済振興課
			⑤虐待防止に関する広報啓発の推進	75	福祉課
	2.情報提供・意思疎通支援の充実	(1)情報提供の充実	①広報手段を活用した情報提供の推進	76	福祉課
			②ウェブアクセシビリティの向上	76	町長室
			③難病患者へのサービス等周知の推進	76	福祉課
		(2)意思疎通支援の充実	①意思疎通支援事業の推進	77	福祉課
			②手話奉仕員等養成研修事業の推進	77	福祉課
			③情報・意思疎通支援用具の給付	77	福祉課
			④軽度・中等度難聴児補聴器購入等費助成事業の推進	77	福祉課

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課 (関係機関)
基本目標1 ともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現	3.住みよい環境づくり推進	(1)外出・移動支援の推進	①公共施設のバリアフリーの推進	78	土木課 都市計画課 施設管理担当課
			②わかりやすい案内表示の整備推進	78	施設管理担当課
			③【新規】バリアフリー対応型信号機等の整備促進	78	基地・安全対策課
			④自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進	79	福祉課
			⑤【新規】パーキングパーミット制度の推進	79	福祉課
			⑥【新規】公共交通の利用促進	79	企画財政課
			⑦外出時の移動支援の推進	79	福祉課
		(2)住環境の整備推進	①障がいのある人の入居に配慮した町営住宅の確保推進	80	都市計画課
			②住環境の改善に関する支援の推進★	80	福祉課
			③グループホームの整備促進	81	福祉課
			④住居入居等支援事業の推進	81	福祉課
	4.防災・防犯対策の充実	(1)防災対策の充実	①避難行動要支援者名簿を活用した関係機関との連携推進	82	福祉課
			②社会福祉施設の安全確保の促進	82	基地・安全対策課 福祉課
			③避難行動要支援者の防災訓練への参加促進	82	基地・安全対策課 福祉課
			④防災に関する知識の普及啓発	83	基地・安全対策課
			⑤【新規】自主防災組織の育成強化	83	基地・安全対策課
			⑥福祉避難所の確保推進	83	基地・安全対策課 福祉課
			⑦【新規】個別避難計画作成の促進★	83	福祉課
			⑧【新規】緊急時における迅速な対応支援	84	福祉課
			⑨【新規】防災情報システム及び Web 防災マップ等の活用推進	84	基地・安全対策課 福祉課
			⑩障害の特性に応じた災害情報伝達の充実	84	福祉課 基地・安全対策課
		(2)防犯対策の充実	①防犯のための情報連携の推進	85	福祉課 基地・安全対策課 経済振興課
			②防犯意識啓発の推進	85	福祉課 基地・安全対策課 経済振興課
			③通報システムの普及推進	85	福祉課
			④消費者被害に対する相談支援の推進(再掲)	85	福祉課 経済振興課
			⑤【新規】犯罪や非行をした障がいのある人への地域生活支援	86	福祉課
基本目標2 ビスの充実 保健・医療・福祉サービス	1.相談支援の充実	(1)相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実★	87	福祉課
			②計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援の推進	87	福祉課
			③相談への啓発推進	88	福祉課
			④関係機関等との連絡強化の推進	88	福祉課
			⑤相談支援の質的向上の推進	88	福祉課
			⑥北谷町地域自立支援推進協議会の活性化推進	88	福祉課
			⑦【新規】包括的・重層的支援体制の整備推進	89	福祉課 子ども家庭課 保健衛生課 学校教育課 社会教育課

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課 (関係機関)
基本目標2 保健・医療・福祉サービスの充実	2. 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実	①訪問系サービスの充実	90	福祉課
			②日中活動系サービスの充実	90	福祉課
			③居住系サービスの充実	91	福祉課
			④サービスの質的向上の促進	91	福祉課
			⑤【新規】集団指導及び運営指導の促進	91	福祉課 (中部広域市町村圏事務組合)
			⑥補装具費の支給推進	91	福祉課
			⑦地域生活支援拠点等の機能強化	92	福祉課
			⑧【新規】障害福祉サービス事業所等に対する運営支援の検討★	92	福祉課
	3. 障がい児支援の充実	(1) 障がい児支援の充実	①障害児通所支援の充実	93	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			②サービスの質的向上の促進(再掲)	93	福祉課
			③【新規】集団指導及び運営指導の促進(再掲)	94	福祉課 (中部広域市町村圏事務組合)
			④児童発達支援センターの整備推進★	94	福祉課
			⑤主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保	94	福祉課
			⑥「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進	94	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			⑦【新規】親子交流機会の創出支援	95	福祉課
			⑧【新規】家族のスキル向上支援事業	95	福祉課 子ども家庭課 学校教育課
			⑨【新規】ピアサポート事業の支援	95	福祉課
			⑩【新規】ペアレントメンター養成等事業	95	福祉課
			⑪【新規】医療的ケア児支援の充実	96	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
		(2) 特別支援保育の充実	①特別支援保育の充実	97	子ども家庭課
			②障害児通所支援の充実(再掲)	97	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			③【新規】保育施設での受入体制の充実	97	子ども家庭課
			④【新規】医療的ケア児支援の充実(再掲)	98	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
		(3) 教育支援等の充実	①幼児教育の連携強化	99	学校教育課 子ども家庭課 福祉課
			②「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進(再掲)	99	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			③就学支援の推進	99	学校教育課
			④特別支援教育の充実	100	学校教育課
			⑤学校関係者の知識と技能の向上	100	学校教育課
			⑥障害への理解を深める教育の推進	100	学校教育課

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課 (関係機関)
基本目標2 保健・医療・福祉サービスの充実	3. 障がい児支援の充実	(3) 教育支援等の充実	⑦学校等施設の整備推進	100	教育総務課 学校教育課
			⑧放課後子ども教室の推進	101	社会教育課
			⑨障害児通所支援の充実(再掲)	101	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			⑩放課後児童クラブの推進	101	子ども家庭課
			⑪【新規】医療的ケア児支援の充実(再掲)	101	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
	4. 保健・医療の充実	(1) 乳幼児期の健康づくりと障害等の早期発見・早期支援	①妊婦の健康づくり推進	102	保健衛生課
			②未熟児訪問指導の推進	102	保健衛生課
			③乳幼児の事故防止の普及啓発	102	子ども家庭課 保健衛生課
			④乳幼児健康診査の推進	102	保健衛生課
			⑤乳幼児健康診査後の支援の推進	103	保健衛生課 子ども家庭課
			⑥乳幼児健康診査の事後教室の推進	103	子ども家庭課 保健衛生課
			⑦育ちの支援センターの活動推進	103	子ども家庭課
			⑧発達支援の情報連携の推進	103	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			⑨「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進(再掲)	104	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
		(2) 障害の原因となる疾病の予防等の推進	①予防接種率の向上	105	保健衛生課 学校教育課
			②【新規】子ども医療費助成事業の推進	105	保健衛生課
			③特定健康診査受診率向上対策の推進	105	保健衛生課
			④特定保健指導の推進	105	保健衛生課
			⑤生活習慣病重症化予防の推進	106	保健衛生課
			⑥こころの健康づくり	106	保健衛生課
		(3) 精神保健福祉の推進	①【新規】精神障害にも対応した地域包括システムの推進	107	福祉課 保健衛生課
			②精神障害に対応した相談支援の充実	107	福祉課 保健衛生課
			③社会参加・社会復帰等の支援の推進	107	福祉課
			④医療機関から地域生活への移行支援	108	福祉課
			⑤地域相談支援の推進	108	福祉課
			⑥こころの健康づくり(再掲)	108	保健衛生課
			⑦自殺対策の推進	108	保健衛生課 福祉課

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課 (関係機関)
基本目標2 福祉サービスの充実 保健・医療・	4.保健・医療の充実	(4)医療費等経済的支援の推進	①自立支援医療の推進	109	福祉課
			②手当の支給推進	109	福祉課
			③重度心身障害者(児)医療費助成の推進	109	福祉課
			④【新規】子ども医療費助成事業の推進(再掲)	109	保健衛生課
			⑤日常生活用具給付事業の推進	110	福祉課
			⑥【新規】指定ごみ袋給付事業の推進	110	保健衛生課
基本目標3 自分らしく活躍できる社会参加の促進	1.雇用・就労の推進	(1)雇用の推進	①町行政職の障害者法定雇用の推進	111	総務課 教育総務課
			②事業者への差別解消の普及啓発(再掲)	111	福祉課 経済振興課
		(2)就労支援の推進	①一般就労移行・定着促進★	112	福祉課 経済振興課
			②就労継続支援の促進	112	福祉課
			③障害者優先調達推進	113	福祉課
	2.社会参加の推進	(1)交流・スポーツ・学習活動等の推進	①スポーツ活動支援の推進	114	社会教育課 福祉課
			②学習・文化・芸術活動等支援の推進	114	福祉課 生涯学習プラザ
			③図書館利用の促進	114	町立図書館
			④【新規】障がい者関係団体の活動支援(再掲)	115	福祉課
			⑤行事等への参加支援	115	福祉課
	3.生活支援の推進	(1)その他生活支援の推進	①日中一時支援事業の推進	116	福祉課
			②地域活動支援センター運営の充実	116	福祉課
			③社会適応支援事業の実施	116	福祉課
			④生活サポート事業の継続検討	116	福祉課
			⑤緊急通報システム事業の推進	117	福祉課
			⑥福祉電話設置事業の継続検討	117	福祉課